

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：水道機工株式会社（法人番号 5010901005975）

業者の住所：東京都世田谷区桜丘 5 - 4 8 - 1 6
- 2 指名停止措置期間：令和 5 年 6 月 1 5 日から同年 1 0 月 1 4 日まで（4 か月）
- 3 指名停止措置の範囲：熊本防衛支局管轄区域（熊本県、宮崎県及び鹿児島県）
- 4 事実概要：水道機工株式会社は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共工事の発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、令和 5 年 2 月 1 0 日、国土交通省関東地方整備局長から監督処分（営業停止 4 5 日間）を受けた。
また、建設業法第 2 6 条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、同日、同局長から監督処分（営業停止 2 2 日間）を受けた。
- 5 指名停止措置理由：上記については、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 3 号（建設業違反行為）に該当する。

指名停止措置要領付表第 2

措 置 要 領	期 間
(建設業法違反行為) 1 3 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内